

佐賀県規則第17号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和29年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（費用の負担）</p> <p>第4条 法第23条の規定により犬の所有者の負担する費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）法第6条及び第18条の規定による犬の抑留中の飼養管理費 1日につき <u>410円</u></p> <p>（2）法第6条及び第18条の規定による抑留犬の返還に要する費用 1頭につき <u>4,100円</u></p> <p>2 略</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第4条 法第23条の規定により犬の所有者の負担する費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）法第6条及び第18条の規定による犬の抑留中の飼養管理費 1日につき <u>420円</u></p> <p>（2）法第6条及び第18条の規定による抑留犬の返還に要する費用 1頭につき <u>4,200円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の狂犬病予防法施行細則第4条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後の犬の抑留期間に係る飼養管理費について適用し、同日前の犬の抑留期間に係る飼養管理費については、なお従前の例による。